

# 教員免許更新制関係申請要領

平成21年4月1日  
徳島県教育委員会教職員課

## 目 次

1 . はじめに . . . . .	1
--------------------	---

### 【旧免許状所持者向け】

2 . 更新講習修了確認を受けるまでのおおまかな流れ . . . . .	2
3 . 更新講習修了確認の申請に必要なもの . . . . .	4
4 . 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認の申請に必要なもの . . . . .	7
5 . 修了確認期限の延期の申請に必要なもの . . . . .	11
6 . 修了確認期限の延期の変更の申請に必要なもの . . . . .	15
7 . 免許状更新講習の免除の申請に必要なもの . . . . .	19

### 【新免許状所持者向け】

8 . 免許状の有効期間の更新の申請に必要なもの . . . . .	23
9 . 免許状の有効期間の更新(免許状更新講習受講免除によるもの)の申請に必要なもの の . . . . .	27
10 . 免許状の有効期間の延長の申請に必要なもの . . . . .	31
11 . 免許状の有効期間の延長の変更の申請に必要なもの . . . . .	35

## 1.はじめに

本要領は、教員免許更新制に係る各種申請に必要となる申請書等について、記載したものです。

【旧免許状所持者】とは、平成21年3月31日以前に授与された免許状をお持ちの方になります。

また、【新免許状所持者】とは、平成21年4月1日以降に授与される有効期間が付された免許状をお持ちの方になります。

旧免許状所持者が、平成21年4月1日以降に免許状の授与を受ける場合は、その授与される免許状は有効期間の付されない旧免許状となりますので、提出する申請書などは旧免許状所持者向けのものを使用してください。

自身が受講義務が課されている者であるか、免除対象者であるか、等を別添1により確認してください。

各種申請を行う前に、次の事項について、もう一度ご確認ください。

所有する免許状の有効期間や自身の修了確認期限が正しいか。

自身の免許状更新講習の受講期間内に適切に講習が受講・修了できているか。

有効期間の延長や修了確認期限の延期を行う場合の証明者や免許状更新講習の免除を行う場合の証明者が正しいか。

各種添付書類や手数料が揃っているか。

免許状を紛失している場合は、その免許状の授与を受けた都道府県（授与権者）において免許状の再交付を受けるか、又はその免許状に係る授与証明書の交付を受けてください。問い合わせ先については、別添5のとおりです。

各種申請は、個人で、持参又は郵送により行ってください。申請書の宛先は、下記のとおりです。

### 【宛先】

〒770 - 8570 徳島市万代町 1 - 1

徳島県教育委員会教職員課人材育成担当(免許)

電話：088 - 621 - 3128

## 【旧免許状所持者向け】

### 2. 更新講習修了確認を受けるまでのおおまかな流れ

文部科学省のホームページやリーフレットなどで、最初の修了確認期限を確認します。

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

**受講期間は、各自の修了確認期限の2月前から遡って2年間になります。**

各自が各大学等に受講を申し込みます。(受講申込書に各学校長(園長)や所属長等から教員であること等、免許状更新講習を受講できる者であることを証明してもらいます。証明者については、別添2のとおりです。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。(教諭の職にある方は「教諭」、養護教諭の職にある方は「養護教諭」、栄養教諭の職にある方は「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要です。)

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)等の書類を添付し、徳島県教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。

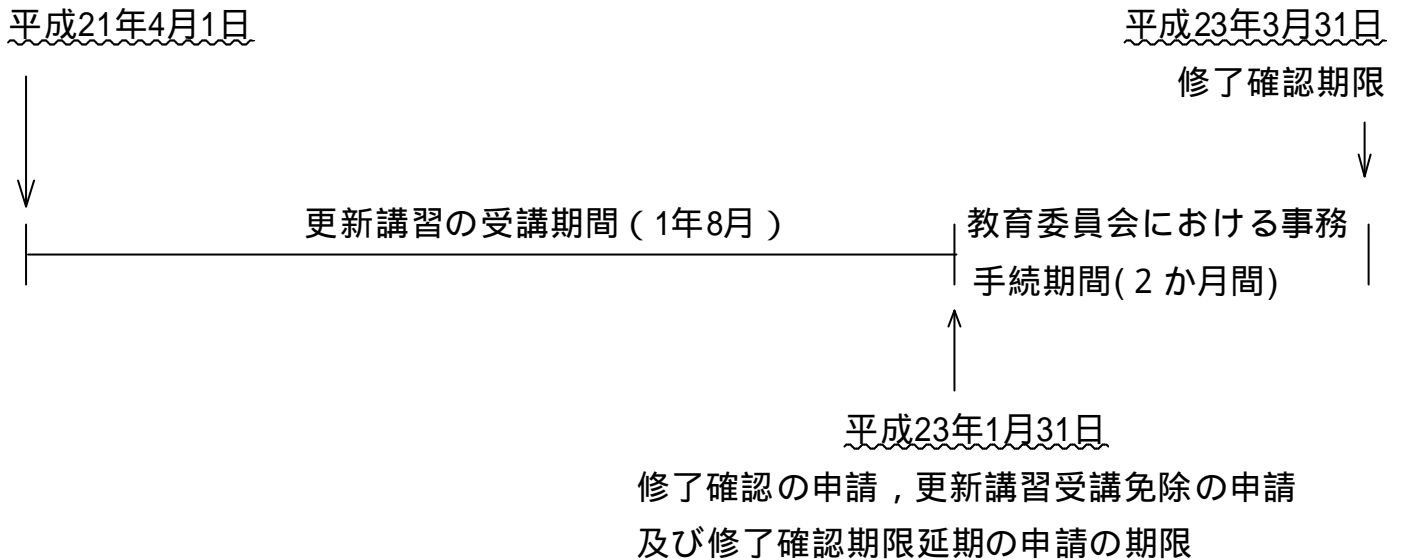
**更新講習修了確認の申請は、受講期間中に行う必要があります。**

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行します。

次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効となります。

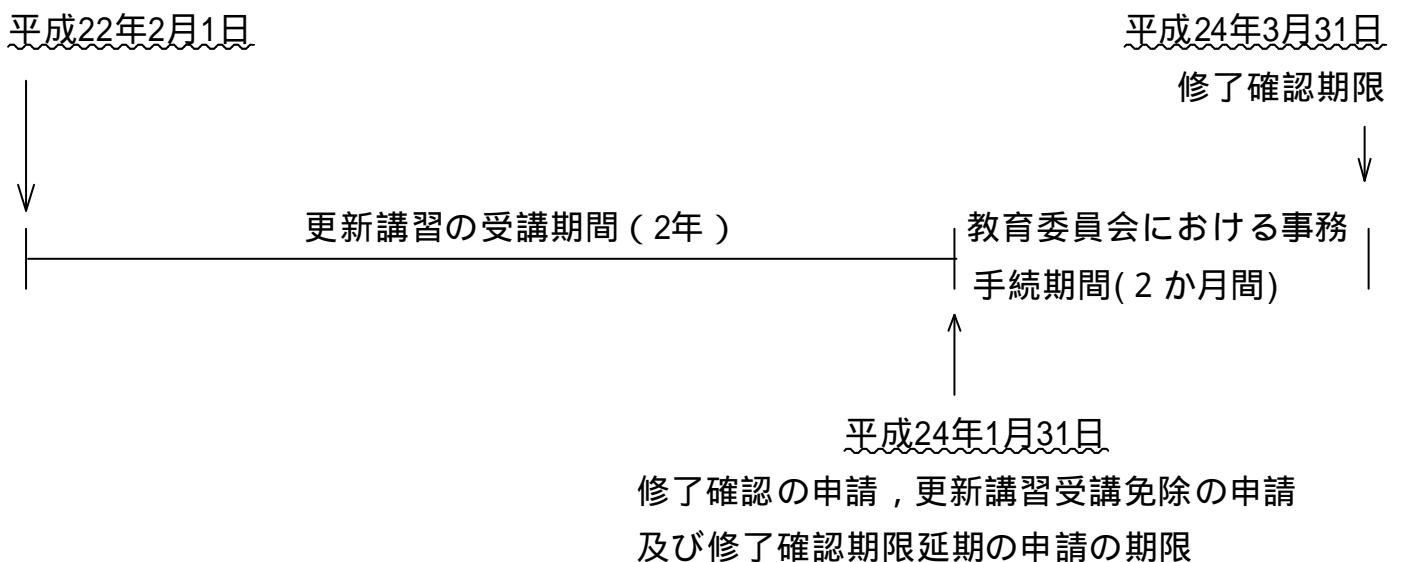
【更新講習受講期間の例】

平成23年3月31日が修了確認期限となる方の場合



平成23年3月31日以外の日が修了確認期限となる方の場合

例 平成24年3月31日が修了確認期限となる場合の受講期間



### 3 . 更新講習修了確認の申請に必要なもの

現職教員等が、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習を受講・修了した場合に行う申請です。

ただし、修了確認期限が平成23年3月31日の現職教員の方で平成20年度に実施された予備講習の全部又は一部を修了されている方は、更新講習修了確認の申請ではなく、免許状更新講習受講の免除の申請手続きを行うこととなりますので19ページをご覧ください。

#### 更新講習修了確認申請書（様式第10号の9）

#### 免許状更新講習の修了・履修証明書

修了した免許状更新講習（30時間以上）に係る全ての修了・履修証明書が必要です。

#### ア現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

#### イ現に有する普通免許状又は特別免許状に係る授与証明書

ウ前回の更新講習修了確認等証明書の写し（前回の更新講習修了確認等を受けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状の写しについても、添付が必要となります。）

ア～ウの書類のうち、  
いずれかの添付が必要。

アについては、現に有する全ての免許状の写しであり、2種（1種）免許状を1種（専修）免許状に上進した場合等の基礎となった免許状や使用する予定のない免許状についても写しが必要となります。このことについては、イについても同様です。

申請者の氏名又は本籍地が、及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

#### 更新講習修了確認手数料（3,300円）

手数料と同額の徳島県収入証紙を申請書に貼ってください。なお、徳島県収入証紙の入手が困難な場合は、手数料と同額の郵便為替を同封してください。

徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島銀行等で購入できます。国の収入印紙と間違えないようにしてください。

#### 返信用封筒（定型）

更新講習修了確認証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。

様式第10号の9（第6条の3関係）

（表）

更新講習修了確認申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>
-----------------------

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	(印)	生年月日 <span style="float: right;">年 月 日生</span>
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要。

私は、更新講習修了確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【有する免許状】

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」には，教諭（幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」，養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」，栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入してください（複数に 印を記載することも可能）。

#### 4 .教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認の申請に必要なもの

ティーチャーズバンク登録者等が、修了確認期限経過後に、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了した場合に行う申請です。

#### 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認申請書(様式第10号の10)

##### 免許状更新講習の修了・履修証明書

修了した免許状更新講習(30時間以上)に係る全ての修了・履修証明書が必要です。

##### ア現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

##### イ現に有する普通免許状又は特別免許状に係る授与証明書

ウ前回の更新講習修了確認等証明書の写し(前回の更新講習修了確認等を受けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状の写しについても、添付が必要となります。)

ア～ウの書類のうち、  
いずれかの添付が必要。

アについては、現に有する全ての免許状の写しであり、2種(1種)免許状を1種(専修)免許状に上進した場合等の基礎となった免許状や使用する予定のない免許状についても写しが必要となります。このことについては、イについても同様です。

申請者の氏名又は本籍地が、及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

##### 確認手数料(3,300円)

手数料と同額の徳島県収入証紙を申請書に貼ってください。なお、徳島県収入証紙の入手が困難な場合は、手数料と同額の郵便為替を同封してください。

徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島銀行等で購入できます。国の収入印紙と間違えないようにしてください。

##### 返信用封筒(定型)

確認証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。



様式第10号の10（第6条の3関係）

（表）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

<u>徳島県収入証紙</u>
----------------

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	Ⓔ	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関			
現住所	(電話)	本籍地	

勤務(予定)校・機関は、記載できない場合は不要。

私は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【有する免許状】

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

備考 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

## 5 . 修了確認期限の延期の申請に必要なもの

育児休業中の現職教員等が、自身の修了確認期限を延期する場合の申請です。

なお、修了確認期限の延期が行えるのは、免許状更新講習の受講義務が課されている方のみですので、注意が必要です。

また、修了確認期限の延期の申請は、自身の修了確認期限の2ヶ月前までに行う必要があります。

### 修了確認期限延期申請書（様式第10号の11）

「証明者記入欄」は、次ページの延期事由に該当することを、現職教員等については学校長等、教育委員会事務局の教員出身行政職や知事部局等に出向している教員出身行政職の方等は所属長等（証明者の区分については、別添3により確認）に証明してもらう必要があります。ただし、次ページの延期事由のうちケからサまでの事由については、証明は不要です。

ア現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

イ現に有する普通免許状又は特別免許状に係る授与証明書

ウ前回の更新講習修了確認等証明書の写し（前回の更新講習修了確認等を受けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状の写しについても、添付が必要となります。）

ア～ウの書類のうち、  
いずれかの添付が必要。

アについては、現に有する全ての免許状の写しであり、2種（1種）免許状を1種（専修）免許状に上進した場合等の基礎となった免許状や使用する予定のない免許状についても写しが必要となります。このことについては、イについても同様です。

### 延期事由があることを証する書類であって、教育長が必要と認めたもの

現在のところ、 の申請書に校長などの証明があれば必要ありませんが、延期事由によっては、書類を求める場合があります。

申請者の氏名又は本籍地が、 及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

### 修了確認期限延期手数料（1,700円）

手数料と同額の徳島県収入証紙を申請書に貼ってください。なお、徳島県収入証紙の入手が困難な場合は、手数料と同額の郵便為替を同封してください。

徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島銀行等で購入できます。国の収入印紙と間違えないようにしてください。

## 返信用封筒（定型）

延期証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。

### 【修了確認期限の延期事由】

修了確認期限の延期事由は、次のとおりです。

- ア 指導改善研修中であること。
- イ 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
- ウ 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
- エ 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
- オ 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
- カ 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状）を有している者に限る。）。
- キ 教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の修了確認期限までの期間が2年2月未満であること。
- ク 上記の他、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。
- ケ 平成21年4月1日以降に普通免許状及び特別免許状の授与を受けたこと。
- コ 初回の修了確認期限が、その者の有する普通免許状及び特別免許状のうち最新の免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えない日であること。
- サ 初回の修了確認期限が平成23年3月31日である者であって、平成22年12月31日までに講習の課程を修了していない者であること。

上記の延期事由のうち、ケ～サについては、旧免許状所持者のみ該当する事由です。

ケ及びコについて、特別支援学校教諭免許状において特別支援教育領域の追加を行った場合は、免許状の授与とはならないため、延期事由に当たりません。

様式第10号の11（第6条の3関係）

（表）

修了確認期限延期申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>
-----------------------

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	(印)	生年月日	年	月	日生
勤務校・機関		職名			
現住所		(電話)		本籍地	

私は、次の1の延期事由に該当するため、年 月 日まで修了確認期限の延期を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延期事由：

延期事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 有する免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（今回は免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

3 延期前の修了確認期限：                    年    月    日

-----  
〔証明者記入欄〕    1の延期事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は，教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項に規定する事由に該当することを証明する。

年    月    日

（証明者名）



## 6 . 修了確認期限の延期の変更の申請に必要なもの

修了確認期限の延期をした現職教員等が、延期事由（病休等）が引き続き継続するために、延期した修了確認期限の変更を行う場合の申請です。

ただし、修了確認期限の延期の変更ができるのは、同一の延期事由が継続する場合のみとなります。

### 修了確認期限延期変更申請書（様式第10号の13）

「証明者記入欄」は、延期事由が継続することを、現職教員等については学校長等、教育委員会事務局の教員出身行政職や知事部局等に出向している教員出身行政職の方等は所属長等（証明者の区分については、別添3により確認）に証明してもらう必要があります。

**前回の修了確認期限延期証明書の写し**（当該証明書の交付を受けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状の写しについても、添付が必要となります。）

### 延期事由が継続することを証する書類であって、教育長が必要と認めたもの

現在のところ、 の申請書に所属長などの証明があれば必要ありませんが、延期事由によっては、書類を求める場合があります。

申請者の氏名又は本籍地が、 及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

### 返信用封筒（定型）

変更後の延期証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。



様式第10号の13（第6条の3関係）

（表）  
修了確認期限延期変更申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日生
勤務校・機関	職名		
現住所	(電話)	本籍地	

私は、次の1の延期事由が継続するため、年 月 日まで修了確認  
期限の延期の変更をしたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延期事由：

延期事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 有する免許状

免許状の種類及 び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 修了確認期限延期証明書を添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

3 変更前の修了確認期限：           年    月    日

-----  
〔証明者記入欄〕    1の延期事由が継続することの証明のためご記入ください。

この者は，教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項に規定する事由が継続することを証明する。

年    月    日

（証明者名）



## 7. 免許状更新講習受講の免除の申請に必要なもの

校長などの一定の職にある方が、免許状更新講習の受講の免除認定を受ける場合の申請です。この免除申請が行えるのは、免許状更新講習の受講義務が課されている方のみですので、注意が必要です。

また、当該免除の申請は、自身の受講期間内に行う必要があります。

なお、修了確認期限が平成23年3月31日の現職教員の方で平成20年度に実施された予備講習の全部又は一部を修了されている方は、免許状更新講習受講の免除の申請手続きを行うこととなります。ただし、予備講習の一部のみ修了されている方は、不足している時間を免許状更新講習で補ってから、当該免除の申請を行うこととなります。

### 免許状更新講習受講免除申請書（様式第10号の12）

「証明者記入欄」は、次ページの免除事由に該当することを、現職教員等については学校長等、教育委員会事務局の教員出身行政職や知事部局等に出向している教員出身行政職の方等は所属長（証明者の区分については、別添4により確認）に証明してもらう必要があります。

**ア現に有する普通免許状又は特別免許状の写し**

**イ現に有する普通免許状又は特別免許状に係る授与証明書**

**ウ前回の更新講習修了確認等証明書の写し**（前回の更新講習修了確認等を受けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状の写しについても、添付が必要となります。）

ア～ウの書類のうち、  
いずれかの添付が必要。

アについては、現に有する全ての免許状の写しであり、2種（1種）免許状を1種（専修）免許状に上進した場合等の基礎となった免許状や使用する予定のない免許状についても写しが必要となります。このことについては、イについても同様です。

**免除事由があることを証する書類であって、教育長が必要と認めたもの**

文部科学大臣等が実施する表彰等であって教育長が別に定める表彰等の受賞者については、表彰状の写しを添付してください。

予備講習修了者については、大学が発行する履修又は修了証明書を添付してください。

申請者の氏名又は本籍地が、及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

### 免許状更新講習受講免除手数料（3,300円）

手数料と同額の徳島県収入証紙を申請書に貼ってください。なお、徳島県収入証紙の入手が困難な場合は、手数料と同額の郵便為替を同封してください。

徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島銀行等で購入できます。国の収入印紙と間違えないようにしてください。

### 返信用封筒（定型）

免除証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。

## 【免許状更新講習の免除事由】

免許状更新講習の免除事由については、次のとおりです。

- ア 校長（園長）副校長（副園長）教頭、主幹教諭又は指導教諭
- イ 指導主事、社会教育主事
- ウ イに掲げる者のほか、公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて徳島県教育委員会又は市町村教育委員会の職員として在職している者
- エ 免許状更新講習の講師
- オ 公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて徳島県、市町村又は鳴門教育大学の職員として在職している者
- カ 文部科学大臣等が実施する表彰等であって教育長が別に定める次の表彰等を、修了確認期限までの10年間のうちに受賞した現職教員等
  - ・文部科学大臣優秀教員表彰（教員表彰実施要項（平成18年9月20日文部科学大臣裁定））
  - ・徳島県教育委員会による優良教職員の表彰（優良教職員の表彰の実施に関する要綱（平成19年2月5日徳島県教育委員会教育長決定））
  - ・徳島県教育委員会による優秀な教員等の表彰（優秀な教員等の表彰の実施に関する要綱（平成15年8月18日徳島県教育委員会教育長決定））
- キ アからカまでに掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者（予備講習修了者など）

様式第10号の12（第6条の3関係）

（表）

免許状更新講習免除申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>
-----------------------

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日生
勤務校・機関	職名
現住所	(電話)
	本籍地

私は、次の1の免除事由に該当するため、免許状更新講習の受講の免除を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 免除事由：

表彰を受けたことによる場合には表彰を行った主体・表彰を受けた時期も記載すること。

2 有する免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回は免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

-----  
〔証明者記入欄〕 1の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日

（証明者名）

印

## 【新免許状所持者向け】

### 8 . 免許状の有効期間の更新の申請に必要なもの

現職教員等が、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了した場合に行う申請です。

#### 有効期間更新申請書（様式第10号の5）

#### 免許状更新講習の修了・履修証明書

修了した免許状更新講習（30時間以上）に係る全ての修了・履修証明書が必要です。

ア更新を受けようとする普通免許状又は特別免許状の写し  
イ更新を受けようとする普通免許状又は特別免許状に係る  
授与証明書

ウ前回の更新等証明書の写し（前回の有効期間の更新等を受  
けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状  
の写しについても、添付が必要となります。）

ア～ウの書類のうち、  
いずれかの添付が必要。

申請者の氏名又は本籍地が、及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記  
載事項証明書

#### 有効期間更新手数料（3,300円）

手数料と同額の徳島県収入証紙を申請書に貼ってください。なお、徳島県収入証紙  
の入手が困難な場合は、手数料と同額の郵便為替を同封してください。

徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島銀行等で購入できます。国の収入印紙と間違え  
ないようにしてください。

#### 返信用封筒（定型）

更新証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。



様式第 1 0 号の 5 (第 6 条の 2 関係)

(表)  
有効期間更新申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>
-----------------------

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	印	生年月日 <span style="float: right;">年 月 日生</span>
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要。

私は、次の免許状の有効期間の更新を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【更新しようとする免許状】

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 更新しようとする免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 更新しようとする免許状が上記以外にある場合，残余の免許状については，別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」には，教諭（幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習であれば「教」，養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」，栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入してください（複数に 印を記載することも可能）。

9. 免許状の有効期間の更新(免許状更新講習受講免除によるもの)の申請に必要なもの  
校長など職にある方が、免許状更新講習の受講免除を受けて免許状の有効期間の更新  
を行う場合の申請です。

#### 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)(様式第10号の6)

「証明者記入欄」は、次ページの免除事由に該当することを、現職教員等については  
学校長等、教育委員会事務局の教員出身行政職や知事部局等に出向している教員出  
身行政職の方等は所属長等(証明者の区分については、別添4により確認)に証明し  
てもらう必要があります。

ア更新を受けようとする普通免許状又は特別免許状の写し  
イ更新を受けようとする普通免許状又は特別免許状に係る  
授与証明書  
ウ前回の更新等証明書の写し(前回の有効期間の更新等を  
受けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状  
の写しについても、添付が必要となります。)

ア～ウの書類のうち、  
いずれかの添付が必要。

#### 免除事由があることを証する書類であって、教育長が必要と認めたもの

文部科学大臣等が実施する表彰等であって教育長が別に定める表彰等の受賞者につ  
いては、表彰状の写しを添付してください。

申請者の氏名又は本籍地が、及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記  
載事項証明書

#### 有効期間更新手数料(3,300円)

手数料と同額の徳島県収入証紙を申請書に貼ってください。なお、徳島県収入証紙  
の入手が困難な場合は、手数料と同額の郵便為替を同封してください。

徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島銀行等で購入できます。国の収入印紙と間違え  
ないようにしてください。

#### 返信用封筒(定型)

更新証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。

## 【免許状更新講習の免除事由】

免許状更新講習の免除事由については、次のとおりです。

- ア 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭又は指導教諭
- イ 指導主事、社会教育主事
- ウ イに掲げる者のほか、公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて徳島県教育委員会又は市町村教育委員会の職員として在職している者
- エ 免許状更新講習の講師
- オ 公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国、徳島県、市町村又は鳴門教育大学の職員として在職している者
- カ 文部科学大臣等が実施する表彰等であって教育長が別に定める次の表彰等を、免許状の有効期間までの10年間のうちに受賞した現職教員等
  - ・文部科学大臣優秀教員表彰（教員表彰実施要項（平成18年9月20日文部科学大臣裁定））
  - ・徳島県教育委員会による優良教職員の表彰（優良教職員の表彰の実施に関する要綱（平成19年2月5日徳島県教育委員会教育長決定））
  - ・徳島県教育委員会による優秀な教員等の表彰（優秀な教員等の表彰の実施に関する要綱（平成15年8月18日徳島県教育委員会教育長決定））
- キ アからカまでに掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

様式第10号の6（第6条の2関係）

（表）

有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>
-----------------------

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名
現住所	(電話)
	本籍地

勤務（予定）校・機関及び職名は，記載できない場合は不要。

私は，次の1の免除事由に該当するため，免許状更新講習の受講を免除の上で次の2の免許状の有効期間の更新を受けたいので，必要書類を添えて申請します。

1 免除事由：

表彰を受けたことによる場合には表彰を行った主体・表彰を受けた時期も記述すること。

2 更新しようとする免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 更新しようとする免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 更新しようとする免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

-----  
〔証明者記入欄〕 1の免除事由に該当することの証明のため，ご記入ください。

この者は，教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

年 月 日

(証明者名)

印

## 10．有効期間の延長の申請に必要なもの

育児休業中の現職教員等が、免許状の有効期間を延長する場合の申請です。

### 有効期間延長申請書（様式第10号の7）

「証明者記入欄」は、次ページの延長事由に該当することを、現職教員等については学校長等、教育委員会事務局の教員出身行政職や知事部局等に出向している教員出身行政職の方等は所属長等（証明者の区分については、別添3により確認）に証明してもらう必要があります。

ア更新を受けようとする普通免許状又は特別免許状の写し  
イ更新を受けようとする普通免許状又は特別免許状に係る  
授与証明書  
ウ前回の更新等証明書の写し（前回の有効期間の更新等を受けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状の写しについても、添付が必要となります。）

ア～ウの書類のうち、  
いずれかの添付が必要。

### 延長事由があることを証する書類であって、教育長が必要と認めたもの

現在のところ、 の申請書に校長などの証明があれば必要ありませんが、延長事由によっては、書類を求める場合があります。

申請者の氏名又は本籍地が、 及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

### 有効期間延長手数料（1,700円）

手数料と同額の徳島県収入証紙を申請書に貼ってください。なお、徳島県収入証紙の入手が困難な場合は、手数料と同額の郵便為替を同封してください。

徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島銀行等で購入できます。国の収入印紙と間違えないようにしてください。

### 返信用封筒（定型）

延長証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。

### 【有効期間の延長事由】

有効期間の延長事由は、次のとおりです。

- ア 指導改善研修中であること。
- イ 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上の病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
- ウ 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
- エ 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
- オ 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
- カ 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状）を有している者に限る。）。
- キ 教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了の日までの期間が2年2月未満であること。
- ク 上記の他、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

様式第10号の7（第6条の2関係）

（表）  
有効期間延長申請書

<u>徳島県収入証紙</u>
----------------

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	⑩ 生年月日 年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名
現住所	(電話) 本籍地

私は、次の1の延長事由に該当するため、次の2の免許状の有効期間について  
年 月 日まで延長を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延長事由：

延長事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 延長しようとする免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 延長しようとする免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は，有効期間延長証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 延長しようとする免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

3 延長前の有効期間：

-----  
〔証明者記入欄〕 1の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

（証明者名）



## 11. 有効期間の延長の変更の申請に必要なもの

有効期間の延長をした現職教員等が、延長事由が引き続き継続するために、延長した有効期間の変更を行う場合の申請です。

ただし、有効期間の延長の変更ができるのは、同一の延長事由が継続する場合のみとなります。

### 有効期間延長変更申請書（様式第10号の8）

「証明者記入欄」は、延長事由が継続することを、現職教員等については学校長等、教育委員会事務局の教員出身行政職や知事部局等に出向している教員出身行政職の方等は所属長等（証明者の区分については、別添3により確認）に証明してもらう必要があります。

**前回の有効期間延長証明書の写し**（当該証明書の交付を受けた後、新たに免許状を取得した場合は、当該免許状の写しについても、添付が必要となります。）

### 延長事由が継続することを証する書類であって、教育長が必要と認めたもの

現在のところ、の申請書に校長などの証明があれば必要ありませんが、延長事由によっては、書類を求める場合があります。

申請者の氏名又は本籍地が、及び の書類と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

### 返信用封筒（定型）

変更後の延長証明書の送付先を明記の上、80円切手を貼付したものを同封してください。



様式第10号の8（第6条の2関係）

（表）

有効期間延長変更申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	(電話)	本籍地	

私は、次の1の延長事由が継続するため、次の2の免許状の有効期間について  
年 月 日まで延長の変更をしたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延長事由：

延長事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 延長の変更をしようとする免許状

免許状の種類及び 教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 有効期間延長証明書を添付してください。
- 2 延長しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

3 変更前の有効期間：

-----  
〔証明者記入欄〕 1の延長事由が継続することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項に規定する事由が継続することを証明する。

年 月 日

（証明者名）

